**第５号様式の２**（第８条関係）

誓約書

私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく許可申請を行うに当たって、次の事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、この誓約の内容について、必要に応じて県が警視庁又は道府県警察本部に照会することに同意します。

１　私（法人又は組合の場合は、その役員を含みます。）は、次に掲げる事項のいずれにも該当しません。

(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）

(２)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

(３)　暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいいます。以下同じ。）

(４)　役員等が暴力団員等に該当するもの

(５)　役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(６)　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(７)　役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(８)　役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(９)　役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(10)　役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(11)　(１)から(10)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

２　１の誓約事項に反した場合若しくは誓約が虚偽であった場合又は都市計画法による許可取消しの措置を受けたときは、これに異議なく応じます。

年　　月　　日

高知県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 申請者　住所

氏名

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称

及び代表者の職・氏名